

時間外労働賃金割増!

36協定の提出義務

最低賃金1040円

働き方改革?

労働時間管理?

パハラ・セクハラ根絶!

有給休暇は最低年5回!



神奈川土建西相支部 事業所セミナー

◎日時 11月16日(火) 夜 7:00から

◎場所 川東タウンセンターマロニエ 202号室

◎講師 加藤大輔 社会保険労務士

36(さぶろく)協定や就業規則、従業員の有給、休暇の取得、退職の手続き、給与から天引き、してはいけないものなど講義します

事業主必見!
参加費無料!

申し込みはFAX、または組合事務所にご連絡下さい

電話 0465-47-1700

FAX 0465-47-1801

組合員名		事業所名	
参加人数	人	連絡先	